

介護保険福祉用具Q&A

ここに示しているのは一例であり、表面上は同じに見えるケースであっても、細部で異なる場合には記載内容と異なる場合がありますので、ご不明な点は雲南広域連合 介護保険課 管理給付係 までお問い合わせください。

雲南広域連合介護保険課
R5.1

	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
1	腰掛便座	以前購入したポータブルトイレについて、破損もなく、機能的には問題ない状態だが、手入れをしてもにおいが気になるため再購入希望だが可能か。利用者の身体状況に変化はない。	保険適用とはならない。	
2	腰掛便座の給付対象範囲	(福祉用具)腰掛け便座の範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。	家具調のもの等、金額にかかわらず、利用者が選択すれば給付対象として差し支えない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
3	部品購入費	介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は福祉用具購入費の対象となるか。	福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、市町村が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
4	車いす	車いすを屋外用と屋内用で2台同時にレンタルしたいが可能か。	異なる使用目的として、可能である。	
5	車いす	現在車いすを屋内用と屋外用の2台レンタルしている。通院時の際に、車に積めるようなコンパクトな作りの車いすをもう一台レンタルしたいが可能か。	保険適用とはならない。	
6	認知症老人徘徊感知機器	GPS等の複合的な機能を持ち合わせた徘徊感知機器を貸与する場合、保険適用になるか。	本人移動に伴う振動検知により通知するような、従来の機能のみを使用する場合は保険適用で貸与可能とする。GPS等の通信機能部分を使用希望の場合は、その部分については自己負担とする。	
7	複数拠点での福祉用具貸与	普段は自宅で福祉用具をレンタルして使用しているが、冬季期間中の数か月は他市の家族の家に身を寄せる。その場合、家族の家でも福祉用具をレンタルしたいが保険適用となるか。	どちらかのみ保険給付対象となり、もう一方は自費でのレンタルとなる。	
8	福祉用具購入費の支給	福祉用具購入費の支給について、下のようなケースの限度額管理はいずれの年度において行われるか。 ①平成12年度に福祉用具の引渡を受け、平成13年度に代金を支払い保険給付を請求したケース ②平成12年度に福祉用具の引渡を受け代金も支払ったが、保険給付の請求は平成13年度に行ったケース	介護保険法第44条においては、福祉用具を購入したとき、すなわち代金を完済したときに保険給付の請求権が発生し、当該購入した日(代金を完済した日:実務的には領収証記載の日付)の属する年度において支給限度額を管理することとされている。 したがってケース①は平成13年度において、ケース②は平成12年度において、それぞれ限度額管理が行われる。 ※保険給付の請求権の消滅時効については、保険給付の請求権の発生時(代金を完済した日・領収書の日付)の翌日を起算日とする。	14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A

9	入浴補助用具	段差解消を目的とした「滑り止めマット」や浴槽内の高さを調整するための「滑り止めマット(浴槽用)」は特定福祉用具購入の対象となるか。	「滑り止めマット」については、浴室内すのこに該当しないため、特定福祉用具購入の対象外となる。	
10	同一種目の購入	1階と2階の両方のトイレを利用するが、両方のトイレで補高便座を購入できるか。	同一種目・品目の福祉用具の複数購入は支給対象外である。	
11	同一種目の購入	退院したばかりの一人暮らしで、昼間はトイレに行けるので補高便座を購入し、夜間は足元が暗く、転倒の危険もあるのでポータブルトイレを購入することは可能か。	同一種目だが、用途・目的が異なるため、購入可能である。	
12	ショートステイ利用中の購入	ショートステイを利用中の場合、福祉用具購入は可能か。	自宅での福祉用具利用であれば可能だが、ショートステイ先の施設で利用するための福祉用具購入は不可。また、自宅での利用実績がなければ、支給申請はできない。	
13	インターネットによる購入	インターネットや通信販売で福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	福祉用具の購入は福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行わなければならないため、インターネットや通信販売での購入は支給対象外である。同様に、特定福祉用具販売の指定を受けていない事業所から購入した場合も支給対象外となる。	
14	送料等の諸費用の取扱い	福祉用具購入費の対象となる特定福祉用具を購入した際に、送料、組立等の諸費用がかかっている場合、これらの費用についても支給対象となるか。	福祉用具の購入の際に要した送料、組立費等、特定福祉用具そのものの対価ではない諸費用については、購入費の支給対象としない。	
15	支給限度額管理期間	福祉用具購入費の支給限度基準額は、同一年度で10万円とあるが、対象となる期間はいつからいつまでを指すのか。	毎年4月1日から翌年3月31日までを指す。	
16	介護保険施設入所の購入	介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院)に入所している場合に、福祉用具購入は支給対象となるか。	介護保険の施設サービスを提供されている場合、福祉用具購入について介護報酬を算定することはできないため、支給対象外となる。	
17	特定施設やグループホームにおける福祉用具購入	特定施設(軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム)、グループホームでは福祉用具の購入は支給対象となるか。	特定施設(軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム)、グループホームでは福祉用具が整備されていることが前提のため、一般的には想定していません。	
18	入院中の購入	退院後、自宅で特定福祉用具が必要となるため、入院中に購入することは可能か。また、支給申請はいつすべきか。	退院後の在宅生活に向けて、入院中に特定福祉用具を購入することは可能です。ただし、支給申請は退院後、特定福祉用具の利用後となるため、今回のケースにおいて入院中に福祉用具を購入し、そのまま亡くなってしまうと、全額自己負担となる。	
19	新規認定申請中の購入	新規認定申請中だが、すぐにでも福祉用具が必要な身体状況の場合、支給対象となるか。	購入の領収日が新規認定申請日以降の日付であれば、認定結果が確定次第、申請書を提出することは可能である。ただし、認定結果が非該当となった場合は、支給はできず全額自己負担となるため、トラブルを避けるためにも必ず事前に利用者へ説明しておくこと。また、負担割合証については認定結果が確定してからの発送となるため、トラブルを避けるため償還払いでの支払いが望ましい。	
20	時効	福祉用具購入費の支給申請の時効は何年か。また、その起算日はいつか。	2年で時効となり、起算日は代金を完済した日(領収日)の翌日となる。	

21	同一人への複数の用具貸与について	自宅において手すり貸与を受けている利用者。平日の日中約6時間を仕事場で過ごすのだが、仕事場でも手すり貸与を受ける事は可能か。	仕事場は、生活の本拠地では無いため介護保険でのレンタルはできない。	
22	付属品だけの貸与	介護保険の給付を受けずに車いす、特殊寝台を使用している者が、車いす付属品、特殊寝台付属品だけの貸与を受けた場合でも、介護保険の給付対象となるか。	既に車いす、特殊寝台を使用している場合には、これらについて介護保険の給付を受けているか否かに関わらず、車いす付属品、特殊寝台付属品だけの貸与について保険給付を受けることは可能である。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて
23	体位変換器(貸与)	福祉用具貸与の対象となる体位変換器について、「専ら体位を保持するためのものは除かれる」とあるが、これは、体位の保持にも用いることができ、かつ、身体の下に挿入することが容易にできるような工夫を施す等により、体位の変換が容易にできるようにするものを排除するものではないと解してよいか。	当該ただし書きは、まくら、座布団等、通常専ら就寝や安息のための用途に供されるものを除外する趣旨である。従って、使用法によっては体位の保持の機能を持つものであっても、身体の下への挿入が容易で、かつ、挿入後も形態が崩れないなど体位の変換に容易に活用できるものであれば、対象となる。	14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A
24	付属品を追加して貸与する場合	車椅子やベッドを借りた後、身体の状態の変化等により必要がある場合には、付属品のみを追加して貸与を受けることも可能か。	平成12年1月31日老企第34号通知の付属品の説明に記載されているとおり、既に利用者が車椅子や特殊寝台を介護保険の給付として貸与されている場合、後から追加的に貸与される場合も算定できる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
25	利用者の状態悪化	利用者が、あきらかに直近の認定調査時点から状態が悪化しているような場合には、ケアマネ(地域包括支援センター)及び保険者が必要と認めた場合には、支給することは可能か。	一般的には、直近の認定調査結果が実態と乖離していることはあり得ないが、仮に、直近の認定調査時点から著しく状態が悪化しており、長期的に固定化することが見込まれる場合は、要介護度自体にも影響があることが想定されることから、要介護度の区分変更申請が必要と思われる。	18.3.27 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2)
26	ショートステイ(短期入所生活介護)時の貸与について	ショートステイ中に福祉用具を使いたいが、介護保険で給付は可能か。	ショートステイにおいて福祉用具貸与は一律に否定されるものではない。特に移動系(車いす・歩行器・杖等)は、本来、ショートステイ先にて貸与されるものを使用することが望ましいが、利用者に合わせて調整が必要である場合等は、自立支援の観点から認められると考えられる。	12.3.1 老企第 36 号第 2 の 1(2)「サービス種類相互の算定関係について」
27	ショートステイ先でのみの利用	普段使用していない離床センサー等の機器を用意するよう、利用予定のショートステイ先で言われたが、給付対象か。	福祉用具は居宅で使用するものであり、施設に必要な用具等は施設が準備することになっている。車いすなど短期入所先での利用もやむをえないものもあるが、短期入所先でのみ使用するための貸与は給付対象外である。	11.3.31 厚令第 37 号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 193 条